

【注意】 3月5日に送付した支部監事の立候補資格要件に誤りがありまし

たので再度送付致します。ご確認いただきますようお願い申し上げます。

支部監事の立候補受付について（公示）

公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部 支部（以下「当支部」といいます。）の支部監事立候補手続について、下記のとおり公示します。

立候補を希望される方は、下記の内容をご確認のうえ、令和7年4月中旬に開催する当支部定時総会（開催日は決まり次第、公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部ホームページにて掲載します。）において立候補の申出を行って下さい。

記

1. 任期

選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当支部定時総会の終結の時まで。

2. 立候補する意思を届け出る期間

本公示の日から令和7年3月19日（水）まで。（必着）

3. 立候補意思の届出先

公益社団法人 全日本不動産協会 千葉県本部
〒260-0855 千葉県千葉市中央区市場町 4-6 全日千葉会館

4. 受付時間

祝日を除く月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日
午前9時～12時、午後13時～17時

5. 立候補の方法

支部監事候補者に立候補される方は、所定の「支部監事候補者立候補届出書」に必要事項を記載し、令和7年3月19日（水）（必着）までに持参又は郵送したうえで、当支部定時総会当日に立候補してください。

所定の届出様式については、公益社団法人 全日本不動産協会 千葉県本部（以下「当

本部」といいます。)のホームページ(<https://chiba.zennichi.or.jp/>)よりダウンロードしていただくか、当本部までご請求ください。

6. 立候補の資格要件

当支部に所属する正会員(正会員が法人である場合には宅地建物取引業法第6条に記載された代表者)であって、次のいずれにも該当しないこと。

- ①前事業年度までの会費等を完納していない者
- ②宅地建物取引業法に基づく行政処分を受けた日から5年を経過しない者
- ③本会による綱紀処分を受けた日から5年を経過しない者
- ④宅地建物取引業法第64条の9の規定により公益社団法人不動産保証協会に納付した弁済業務保証金分担金の返還請求権に対する債権差押え(仮差押えを除く)がある者
- ⑤前年度に実施された指定研修(公益社団法人不動産保証協会の法定研修会)を履修していない者
- ⑥選任時において満76歳以上である者
- ⑦指定暴力団その他反社会的と認められる団体に所属又は関係している者
- ⑧当本部による綱紀処分を受けた日から5年を経過しない者

7. 選任

支部監事は、令和7年度支部定時総会において選任する。

8. 決議

支部監事選任の決議は当該支部に所属する正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

以上

令和7年3月5日

公益社団法人 全日本不動産 千葉県本部
本部長 原口 正子